

第1章 本県経済の動向

第1節 総論

「日本経済 2020-2021」（令和3年3月内閣府政策統括官）によると、我が国経済は、令和2（2020）年5月末の緊急事態宣言解除以降、感染防止を図りながら社会経済活動の水準を引き上げるとともに、政策支援によって総需要の下支えが図られたことから、年後半以降、内需面では個人消費を中心に持ち直しが続いた。

また、外需面では、諸外国における経済活動再開にともない、財輸出の持ち直しが続いた。

しかし、秋以降の新規感染者数の増加を受けて、地域レベルで経済活動の制限が広がり、令和3（2021）年1月には、再び緊急事態宣言が発出された。

ただし、今回の緊急事態宣言では、これまでの経験・知見や専門家の分析を踏まえ、感染の起点といわれる飲食とそれにつながる人流を抑える措置を講じた。令和2（2020）年4、5月の時のように全国において経済活動を幅広く人為的に止めたわけではないため、経済的な影響も抑制されたと見込まれるが、消費は弱い動きとなっている。

雇用・賃金の動向をみると、総じてみれば弱い動きに止まっているものの、政策支援の効果もあり、雇用者数等には持ち直しの動きがみられる等、ある程度の底堅さがみられている。また、企業の資金繰りも維持されている。ただし、企業の予想物価は下振れし、GDPギャップは依然として大きなマイナスとなっていることから、デフレリスクは残っている、とされている。

令和2年（2020）度の本県経済については、令和元年東日本台風の復旧工事等により、依然として高水準を維持している公共工事や巣ごもり需要による内食化需要の増加等、一部で好調な動きがある一方で、宿泊・飲食・サービス業を始め、様々な業種が感染症の影響により事業活動が制限され、生産活動が低迷した。

また、有効求人倍率の低下傾向が続き、雇用情勢が弱まるなど、全体として感染症による厳しい状況が続いた。

観光においては、令和元（2019）年の観光客入込数は、震災前の平成22（2010）年の約98.5%まで回復していたが、令和2（2020）年は63.3%と感染症の影響により大きく落ち込んだ。

また、福島空港の国際チャーター便が欠便となり、海外からの観光客は大幅に減少した。

県産農産物の輸出量は、過去最高の令和元（2019）年度に次ぐ、過去2番目となり、県産品全体の輸出金額においても、平成24（2012）年度以降、過去最高を更新する一方、東アジア地区においては、輸入規制措置が続くなど、原子力災害の風評による影響は依然として残っている。

第2節 本県の復旧・復興に向けて

県においてはこれまで、平成18（2006）年9月の県議会で制定され、平成29（2017）年3月に一部改正された「福島県中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する様々な施策を総合的に推進してきた。

具体的には、同条例第9条の基本計画に位置付けられ、本県商工労働行政の総合的な指針となる「福島県商工業振興基本計画「新生ふくしま産業プラン」」を策定し、震災からの復興と新たな時代を担う産業の創出による「新生ふくしま」の実現を目指している。本プランにおいては、5つの視点に基づき、施策の優先度、緊急度を考慮した重点化を図り、効果的、弹力的な施策展開に努め、本県経済の持続的発展に向けた基盤づくりと、その強化のための施策に取り組んできた。

特に、東日本大震災からの復興については、震災や原子力災害、それに基づく風評により大きな影響を受けたことから、本県中小企業・小規模企業の復旧・復興に向け、施設復旧への補助や金融支援、雇用の創出、企業の取引拡大支援、さらには、観光や県産品に関する風評の払拭への取組など、あらゆる手段を講じ、着実に復興を進めてきたところである。

第3節 まとめ

県内経済は、避難解除等区域に所在する事業者の生産活動の回復の遅れや原子力災害の風評による観光・県産品への影響、雇用の地域・業種によるミスマッチなどがあるものの、高水準にある公共工事や内食化需要の増加等、一部で好調な動きがあった。

一方で、宿泊・飲食・サービス業を始め、様々な業種が感染症の感染拡大により、生産活動に大きな影響を受けている。

このような経済・雇用情勢を踏まえ、台風被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援、震災及び原子力災害からの事業の再開・継続に向けた被災中小企業への補助、基金を活用した雇用の創出・確保、補助制度や課税の特例措置を活用した企業誘致、研究開発支援等による成長産業の育成・集積、日本酒等の県産品の国内外プロモーション活動やオンライン販売への支援、県民割・宿泊者特典クーポン、ホープツーリズムの実施による観光誘客など、国、市町村、関係団体等と連携しながら、復興・創生を支援するための各種施策を実施してきた。

本県経済の中核を担う県内の中小企業は、全事業所の99.9%、全従業者の85.3%を、そのうち、小規模企業は、同じく全事業所の86.8%、全従業者の32.6%を占めており、地域経済の回復は、中小企業、特に、小規模企業の復旧・復興なくしてはあり得ない。

また、中長期的には、人口減少・少子高齢化の急速な進行に伴う生産年齢人口の減少や第4次産業革命の進展、世界貿易の動向に加え、多様なリスクへの

対応等、中小企業には、リモートワークを含む働き方改革やA I・I o Tの活用など、様々な変化に対応できる力が求められる。

本県産業を復興し、持続的に発展できる産業の再構築を図るために、これまでの復旧・復興に関する取組に加え、感染症の拡大によって生じた新しい生活様式や働き方への対応が必要不可欠である。

そのため、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、引き続き商工会等と連携しながら小規模企業の持続的発展を支援し、また、「オールふくしま」及び官民合同チームによる経営課題解決の支援により、地域に根ざした産業の振興を図っていく。更に、産業人材の育成・確保を推進とともに、新たな時代を担う再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業等、成長産業の育成・集積に積極的に取り組んでいく。